

## 福島県産畑作物の需要拡大業務委託 仕様書（公募時）

### 1 業務の目的

福島県では、本年度から全県的に畑作物の生産振興を推進する取組を開始したが、生産振興の取組と合わせて、増産される畑作物の新たな需要を確保することが必要である。

このため、地産地消の優良な取組のPRを行うとともに、福島県産畑作物の需要拡大を推進するイベントを開催し、福島県産畑作物の需要を確保することを目的とする。

### 2 委託業務内容

#### (1) 福島県産畑作物の地産地消に係る優良事例のPR

##### ア 内容

(ア) 畑作物の対象品目は「大豆」とする。

(イ) 福島県産大豆の地産地消に対する関心を高め、福島県産大豆の需要拡大につながるよう、地産地消の優良な取組の事例をPRする。

(ウ) 加工業者への福島県産大豆の利用促進を図るとともに、消費者への大豆加工品の購買意欲促進の訴求ポイントも意識した内容とすること。

##### イ PRの方法等

5事例程度をPRすることとし、PRの手法は問わないこととする。

##### ウ その他

- ・事例対象の選定については事前に甲と十分協議するほか、甲による最低2回の内容確認及び修正等の機会を設けること。
- ・委託業務内容については、上記を基本とするが、福島県産大豆の需要拡大を推進するためのより優れた提案は妨げない。

#### (1) 福島県産畑作物の需要拡大を図るイベントの開催

##### ア 内容

(ア) 畑作物の対象品目は「大豆」とする。

(イ) 福島県産大豆に対する理解促進を図り、加工業者への需要拡大、消費者への購買促進を図るイベントを開催する。

(ウ) 推進対象は、加工業者や流通業者等を主体とするが、イベント効果を高めるために福島県産大豆を生産する農業者や加工品の消費拡大の観点から消費者を加えることも可能とする。

(エ) 福島県産大豆を使用した加工品を試食する場を設けるとともに、加工品に対する評価を得ること。

##### イ 開催時期、場所及び回数

(ア) 開催時期：福島県（以下「甲」という。）と協議して決定する。

（12月～2月を想定）

(イ) 開催場所：福島県内（福島市または郡山市の集客が見込まれる場所）とする。

(ウ) 開催回数：1回以上とする。

#### ウ その他

- ・ イベントの参加者が福島県産畑作物に対する理解を深め、福島県産畑作物の消費拡大から需要拡大につながる内容とし、効果的なイベントの提案について、甲と協議して決定する。
- ・ 委託業務内容については、上記を基本とするが、福島県産大豆の需要拡大を推進するためのより優れた提案は妨げない。

### (3) その他

各作業（企画、取材（講演交渉等含む）、編集等）は、原則として受託者（以下「乙」という。）が行うこと。ただし、事前に甲と十分協議を行うこと。

#### ※留意事項

- ・ 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・ 本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
- ・ 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・ 本事業により作成した事例集、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

### 3 成果品

- (1) 実績報告書（A4版で作成、データを打ち出したもの。）2部
- (2) 優良事例PRのデータを格納した電子媒体（一太郎、Microsoft Word・Excel または PowerPoint 形式及びこれらを PDF 形式に変換し、CD-R 等に保存したもので、印刷して配付可能なもの。ただし動画の場合は別途協議する）2部
- (3) その他、甲が必要とするもの

### 4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・ 着手届
  - ・ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・ 完了届
  - ・ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

### 5 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 乙は、個人情報の保護について十分に留意し、流出・損失を生じ得ないこと。
- (3) 本業務の成果に関するすべての権利は甲に帰属するものとし、乙は第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

## 6 統括責任者

乙は、本業務に当たり、十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

## 7 事業実施に当たっての打合せ

本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行いながら業務を進める。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

## 8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。